

平成 18 年 4 月 27 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

弊行に対する行政処分について

本日、金融庁より、弊行法人営業部における金利スワップの販売態勢等に関し、銀行法第 26 条第 1 項に基づく行政処分（業務停止命令 並びに 業務改善命令）を受けました。このような事態に至りましたことは極めて遺憾であり、本件に関しまして、お客さまをはじめ関係者の皆さまにご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

行政処分の内容等は下記のとおりであります。弊行といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、このような事態を二度と発生させることのないよう、独占禁止法遵守のための諸施策の徹底や、法人営業部における金利スワップの販売態勢の見直しなど、再発防止を図りますとともに、お客さま、株主、社会からの信頼回復に全力で取り組んでまいり所存でございます。

1. 行政処分の内容と行政処分の理由

(1) 行政処分の内容

①業務停止命令

- 1) 法人営業部における金利系デリバティブ商品（組込商品を含む）に係る販売業務（提案・勧誘を含む）を平成 18 年 5 月 15 日（月）から平成 18 年 11 月 14 日（火）までの間、停止すること（当該法人営業部における既存顧客より当該商品購入に係る自発的かつ合理的な意思表示があり、かつ、そのような意思表示であることが客観的に認められる場合を除く）。
- 2) 法人営業部の新設を、平成 18 年 5 月 15 日（月）から平成 19 年 5 月 14 日（月）までの間、行わないこと。

②業務改善命令

- 1) 銀行として、金融商品の販売等に係る適切性を確保し、顧客本位の営業態勢を実現するため、以下の観点から経営管理態勢、内部管理態勢及び法令等遵守態勢を確立すること。
 - ア. 顧客本位の営業態勢の確立及び法令等遵守態勢構築に向けた経営姿勢の明確化

- イ. 法人営業部における顧客に対する適切な説明を行うための態勢の整備及び遵守の徹底のための方策（本部による指導・管理態勢の構築のための方策を含む）
- ウ. 各法人営業部における相互牽制機能強化による法令等遵守態勢の確立（自己責任の下での「自律機能」の見直しを含む）
- エ. 顧客本位の営業体制、法令諸規則に則った適正な業務運営・管理を確保するために行う業務計画作成、業務推進のあり方についての方策
- オ. 顧客本位の営業体制、法令諸規則に則った適正な業務運営・管理を確保するために行う法人営業部及び本部を対象とした本部による監査について、態勢・方法等の見直し、並びに、監査実施の徹底及び監査後のフォローアップの実施・強化
- カ. 顧客からの苦情、問い合わせ等への対応を含め、個別事案に関しての顧客に対する説明態勢等の確立（当該問題事案先に対する顧客への対応を含む）
- キ. 平成 18 年 1 月 5 日付「取引等の適切性確保への取組みについて」（金融庁）を踏まえた金融取引、金融商品・サービス販売等の適切性に万全を期すための適切な取組み
- ク. 持株会社による管理機能を通じた態勢整備確保
- ケ. 本部における、客観性を確保しつつ相互牽制機能を強化する法令等遵守態勢の確立

2) 業務停止命令、業務改善命令に至った問題等の原因となった役職員の責任の所在の明確化（問題事案発生時における役職員の責任の所在の明確化を含む）。

3) 上記 1)、2)に係る業務の改善計画を平成 18 年 6 月 2 日（金）までに提出し、直ちに実行すること。

4) 上記 3)の実行後、当該業務の改善計画の実施完了までの間、平成 18 年 8 月末を第一回目とし、以後、3 ヶ月毎に計画等の進捗・実施及び改善状況を取りまとめ、翌月 15 日までに報告すること。

(2) 根拠となる法令の条項

銀行法第 26 条第 1 項に基づく命令

(3) 行政処分の理由

①平成 14 年から平成 16 年までの間に販売した金利スワップ商品について、公正取引委員会から独占禁止法第 19 条（優越的地位の濫用）違反として 4 件につき指摘を受け、同法に基づく勧告審決を受けたこと。

②内部調査の結果、上記公正取引委員会指摘分に加え、平成 13 年度から平成 16 年度の間に販売した金利スワップ商品を中心として優越的地位の濫用事案（懸念事案を含む）が少なからず認められたこと。また、金融商品販売法上の説明責任を含む法的責任懸念事案も多数認め

られたこと。

その原因として、恒常的な収益重視の一方で、それに見合った態勢（経営管理、内部管理、及び法令等遵守など）につき、取引等の適切性の確保の観点から、以下のような重大な問題が認められること。更に、意識の改革を含めた大幅な改善には相応の時間がかかると認められること。

- ア. 本部が毎年度作成する業務計画において、地域特性や実績分析を十分行わないまま収益目標を法人営業部に課していたこと。法人営業部は、目標達成のため金利スワップ販売に傾斜する実態が認められること。
- イ. 法人営業部に対する本部指導は収益目標の進捗管理が中心であり、期末月に業務粗利益が増加する実態がある中、収益が前倒し計上される金利スワップの過度な業務推進抑制の観点が不十分であったこと。
- ウ. 金利スワップ販売ルールの策定において、優越的地位濫用防止の観点からの検討が十分でなかったこと。
- エ. 業務計画、業務推進に当たって、各部店の自己責任の下での「自律機能」による法令等遵守体制によるチェックが不十分であったこと。
- オ. 苦情分析など、モニタリング機能が十分でなかったと認められること。
- カ. 法人営業部宛監査について、金利スワップ販売状況に係る監査が不十分であったほか、本部宛監査に際しては、優越的地位の濫用防止の観点が含まれていなかったこと。

③金融業界を取り巻く環境変化に伴う公正取引委員会や金融庁の警鐘に対し、独占禁止法遵守の実効性ある対応を怠っていたこと。

2. 弊行特別調査委員会による調査結果概要

昨年12月、弊行は公正取引委員会より、金利スワップの販売に関して、一部の法人営業部において優越的地位の濫用事案が認められたとのご指摘を受けたうえ、独占禁止法に基づく勧告を受けております。

これを踏まえ、弊行といたしましては、他にも同様の事態がないかなどについて自主調査を実施することとし、昨年12月、弊行と顧問契約のない第三者である弁護士が参加する特別調査委員会を設置し、厳正な調査を実施いたしました。

その調査結果などについて、別紙のとおり、報告いたします。

3. 再発防止策

弊行では、このような事態を二度と発生させることのないよう、お客さま

本位、並びに、法令等遵守の意識を行内に再徹底するとともに、業務推進面、管理面など、大幅な改善に向けた業務改善計画を策定してまいり所存であります。具体的には、次のような観点から、再発防止の実施を図ってまいります。

(1) 独占禁止法遵守に関する態勢の強化

- 1) 独占禁止法の遵守にかかるルールの見直し等を実施
- 2) 本部の施策における独占禁止法遵守のポイントを明確化
- 3) 営業活動における独占禁止法の遵守状況のモニタリングを実施

(2) 法人営業部における金利スワップの販売態勢の見直し

- 1) 金利スワップを販売することができるお客さまの対象を厳格化
- 2) お客さまの自由意思に基づく契約を確保する態勢を確立
- 3) 提案書の内容を大幅に改定

(3) 「お客さま本位」の営業態勢の整備

- 1) 法人営業のあり方をお客さま起点の観点から大幅に見直し
- 2) 法人営業部における業績表彰ルールの抜本的改定
- 3) 商品企画において、顧客保護等に留意したルールを策定
- 4) 品質管理部を設置し、お客さまの声を集約化・分析し、経営に反映する体制を整備

4. お客さまへの対応

金利スワップのご契約に関して、各種ご要望等をいただいております法人営業部のお客さまに対しましては、弊行特別調査委員会による調査結果等を、個別に説明のうえ対応させていただきます。

お客さまへの対応に際しては、真摯かつ誠実な姿勢で臨むのは勿論のこと、各法人営業部のみならず、本部も十分噛み込み、法的な観点も踏まえ、適切に実施してまいります。

5. 責任の明確化

今回の事態については、法人営業部のみならず、本部も含め、各種問題点が認められており、経営として、真摯な反省が必要と認識しております。就いては、問題の原因となった役職員の責任の所在を明確化のうえ、厳正な行内処分を実施いたします。その結果につきましては、業務改善命令に基づく業務改善計画の策定の後、別途、公表いたします。

以 上

平成 18 年 4 月 27 日

株式会社三井住友銀行
特別調査委員会

金利スワップ販売に係る優越的地位の濫用についての調査報告書

1. 本報告書について

株式会社三井住友銀行（以下「弊行」といいます）は、平成 17 年 12 月 2 日、公正取引委員会より、法人顧客向けの金利スワップの販売方法について、独占禁止法第 19 条に定める不公正な取引方法の一類型である「優越的地位の濫用」に該当する行為が認められたとして、同法第 48 条第 1 項に基づく勧告を受けました。

斯かる事態を踏まえ、弊行では、公正取引委員会より指摘を受けた事案と同種の事案の有無について、及び、斯かる事態を招いた原因について、調査を行うべく、平成 17 年 12 月 14 日に特別調査委員会（以下「本委員会」といいます）を設置いたしました。本報告書は、本委員会が主体として実施した調査結果の概要を取り纏めたものであります。

2. 本委員会並びに本委員会による調査の概要

(1) 本委員会の概要

本委員会は、弊行のコンプライアンス担当役員を委員長とし、内部委員 3 名、社外委員 1 名（弁護士）の計 5 名により構成されております。また、本委員会傘下に、社外委員 1 名を含む弁護士 6 名、及び、弊行調査スタッフ（営業部門から独立した独占禁止法モニタリング室所属）で構成される調査部会を設置いたしました。なお、弁護士 6 名はいずれも弊行と顧問契約はございません。

(2) 調査対象

本委員会による今回の調査の対象は、以下の 2 項目です。

- ①個別事案調査（平成 13 年 4 月以降、弊行が締結した金利スワップ契約全件に関して、「優越的地位の濫用」に該当する行為の有無の判定）
- ②今回の事態を招いた弊行の態勢面における原因

(3) 個別事案の調査方法

- ①まず、平成13年4月以降の弊行の金利スワップ契約先、全18,162社（解約先を含みます）のうち、別途、架電等により調査要請等をいただいたお客さま等を除く、全てのお客さまに調査票を出状いたしました。調査票の内容は、金利スワップの勧誘・販売時における、当行による優越的地位の濫用に関して、お客さまのご認識をお尋ねするもので、「問題あり」とご認識されるお客さまに、その旨のご返信をお願いしたものです。
- ②上記の調査票に対してご返信をいただいたお客さま、及び、別途、架電等により調査要請等をいただいたお客さま、合計2,200社を対象に詳細な調査を実施いたしました。具体的には、i) 弁護士と打合せのうえ設定した項目・内容に基づき、調査部会の調査スタッフが、販売担当者等、関係者ヒアリングや関係資料の検証等を実施。ii) 調査部会の弁護士が、調査スタッフ作成の資料に基づき、「優越的地位の濫用」の事態の有無について第一次判定を実施。iii) 本委員会が調査部会より第一次判定結果の付議を受け、最終判定を実施、というプロセスを経ております。

(4) 弊行の態勢面に関する調査方法

今回の事態を招いた弊行の態勢面に関しましては、本委員会において、関係する本部各部より関連資料の提出を求めるとともに、関係する弊行役員、本部部長等に対するヒアリングを実施し、今回の事態に係る原因を究明いたしました。

3. 調査結果① 一 個別事案に関する判定結果一

- (1) 今回の調査におきましては、平成13年4月以降の弊行の金利スワップ契約先、全18,162社のうち、2,200社（上記調査票にご返信をいただいた1,523社、及び、架電等により調査要請等をいただいた677社）について、詳細な調査を実施し、優越的地位の濫用の有無に関する判定を実施いたしました。

- (2) 本委員会による判定の結果は、以下のとおりとなりました（※）。

優越的地位の濫用事案	17社
<u>優越的地位の濫用懸念事案</u>	<u>51社</u>
（合計）	68社

- (※) 各事案の定義は、以下のとおりです。

優越的地位の濫用事案

訴訟となった場合、かなりの確度で優越的地位の濫用が認定されると思われる事案

優越的地位の濫用懸念事案

優越的地位の濫用の懸念があり、訴訟となれば、優越的地位の濫用と認定される懸念のある事案

なお、優越的地位の濫用（含む懸念）は認められませんでした。その他法的責任懸念のある事案（説明不足等の法的責任の発生が懸念されるため、継続調査が必要な事案）を極力幅広く分類いたしましたところ、181社ございました。

(3) 弊行では、金利スワップの販売は、複数の部門で実施しておりますが、今回、問題が認められましたのは、何れも、主に中小企業との取引窓口である法人営業部でありました。

4. 調査結果② —弊行の態勢面に関する調査—

(1) 本委員会における調査の結果、法人営業部による金利スワップの販売態勢について、以下の問題がございました。

① 弊行法人部門における収益目標につきましては、まず、本部の統括部署と各法人営業部が協議のうえ、策定しておりますが、統括部署では、収益目標策定の前提となる各法人営業部の前年度実績について、実績の中身や収益獲得に至るプロセスを十分に検証できていない面があり、前年度実績をもとに収益目標が機械的に設定される傾向がございました。また、一部の法人営業部では、マーケットの特性等が十分には勘案されておらず、高めの収益目標が設定される事態がございました。その結果、企業の貸金需要が低迷する状況下、中小企業を主な顧客基盤とする法人営業部を中心に、時価会計上、取組時点で収益が一括計上される金利スワップの取組が数多く推進される中で、一部に、行き過ぎた営業活動が見受けられ、優越的地位の濫用に該当する行為が発生することとなりました。

② 統括部署による各法人営業部の指導は、業務推進、及び、進捗状況管理が中心となっており、期末月に収益が増加する傾向にあることを認識しながらも、実績の中身や業務推進の細かな検証が十分には行われておりませんでした。また、法人営業部の評価におきましても、当該年度の収益目標達成度が、営業基盤作り等の中長期的な目標達成度と比べ、相対的に高い評価ウェイトとなる傾向にあったことも、要因の一つと考えられます。

③ 一方、弊行では、金利スワップ販売に関して、コンプライアンスを踏まえて販売ルールを策定しておりましたが、同ルールにおいては、金利スワップがデリバティブ商品であることから、その仕組等に関する説明要領等が中心で、お客さまの取引地位（業況、業容等）に配慮した注意喚起や抑制的なルールについて、十分には検討されておらず、優越的地位の濫用に該当する行為を未然に防止するには至りませんでした。

④更に、コンプライアンスに関しては、優越的地位の濫用に関する規程を設けてはありましたが、公正取引委員会の勧告書において指摘されたように、お客さまによっては上司を帯同しての重ねての勧誘が「示唆」に該当するといったことまでは規定できておらず、「示唆」に該当する行為を有効に抑止するに至りませんでした。また、弊行では、各部門の自律的な法令遵守を前提にしつつ、コンプライアンスの担当部署が法的サポートを担う体制としておりますが、各営業店のコンプライアンス・オフィサーが営業ラインから完全には独立していないことや、業務計画、及び、業務推進に関し、コンプライアンス面の検討・施策が不足しておりましたことなども、今回の事態を未然防止できなかった要因の一つと考えられます。

⑤また、金利スワップ販売のモニタリングについても、苦情対応については、個別の案件対応に偏り、商品自体を見直し、改善する機能が不十分であったほか、法人のお客さま向けのCSアンケートの分析が不十分であるなどの問題が認められました。

⑥金利スワップに係る法人営業部宛監査において、独占禁止法遵守の観点から実際の販売状況を掘り下げて検証する監査は行われておりませんでした。また、本部宛の監査におきましても、監査項目に優越的地位の濫用防止の観点が含まれておらず、監査機能が不十分であったと認められました。

⑦金融庁の事務ガイドライン改訂や公正取引委員会の「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」等に対しても、関係各々がそれぞれの所管事項につき、個別に対応策を講じておりましたが、販売態勢全般に亘っての見直し等、踏み込んだ対応策までは講じておりませんでした。

(2)以上、今回の事態を総括いたしますと、上記のとおり、金利スワップの販売態勢に関して、本部、及び、法人営業部に各々問題点が認められており、これらが重なり、今回の事態を招いたものであります。換言すれば、収益目標を掲げ、これを推進する一方で、それに見合った業務管理や牽制機能が十分ではなかったものであります。

(3)なお、弊行では、従前より、「お客さま本位」を経営理念に掲げ、これをコンプライアンス・マニュアルにも記載しておりますが、今回、斯かる事態を招いたことに鑑みますと、今回の事態の背景には、金利スワップの推進に携わった本部スタッフや法人営業部の担当者において、「お客さま本位」という意識の徹底さを欠いた面があるものと考えられます。

以 上

(別紙)

「優越的地位の濫用」 該当性の判定方法 (概要)

1. 「優越的地位の濫用」の成立要件

(1) 独占禁止法上、「優越的地位の濫用」(同法2条9項5号、一般指定14項)が成立するためには、

i 地位要件

一方当事者が他方当事者に対して「優越的地位」にあること

ii 濫用要件

優越的地位を利用して、不当に相手方に不利益を課すこと(具体的には一般指定14項1～5号の行為をすること)

iii 公正競争阻害要件

正常な商慣習に照らして不当に行われていること

の三要件を充足する必要がある。これらのいずれかが欠ければ、「優越的地位の濫用」には該当しない。

(2) 「地位要件」を充足する場合とは、端的に言えば、「取引上の依存性があること」である。

本件においては、「三井住友銀行からの融資に代えて、三井住友銀行以外の金融機関からの融資によって資金手当てをすることが困難といえるか」という点が、「地位要件」充足性の判断基準となる。

この「他の金融機関からの調達可能性」を判断するには、当該顧客と三井住友銀行との取引状況、他の金融機関との取引状況、当該顧客の業績、財務状況等が具体的な判断材料となる。

(3) 「濫用要件」を充足する場合とは、端的に言えば、「強い立場(=優越的地位)を利用して、相手方に不利益を強要したこと」である。

本件においては、顧客が三井住友銀行から融資を受けざるを得ない状況を利用して、「金利スワップを購入することが融資の条件だ」、「金利スワップを購入しなければ融資に関して不利な取扱いをする」などと「明示」又は「示唆」して金利スワップの購入を強要したと認められるかという点が、「濫用要件」充足性の判断基準となる。

このような「明示」、「示唆」の有無を判断するためには、金利スワップの契約経緯、顧客との折衝回数、折衝への上司帯同の有無、顧客にとっての金利スワップの有用性等が判断材料となる。

(4) 「公正競争阻害要件」を充足する場合とは、「自主的な判断による取引が

行われなかったことにより、自由かつ公正な競争が侵害されていること」であるが、通常は、「地位要件」と「濫用要件」の充足性が認められれば、本要件も充足しているものと考えられる。

2. 本件調査における具体的判定方法

(1) 本件調査における判定に際しては、案件毎に、「地位要件」と「濫用要件」充足性につき判断した。

もともと、「地位要件」を充足しない限り「優越的地位」の「濫用」はあり得ないことや、「地位要件」の判断は、取引状況、業績、財務状況等客観的な資料で相当程度判断し得ることなどより、まず「地位要件」充足性につき精査した。

ただし、「地位要件」充足可能性の有無が最終判定結果を左右する重要な分岐点となり得ることから、「地位要件」充足性の判断は幅広に行い、充足可能性が否定し得ない案件については、次の(2)の段階に進めた。

(2) 「地位要件」を充足するか、充足する可能性が認められた場合には、次いで「濫用要件」充足性について精査した。

(3) 「地位要件」の充足(可能)性が認められ、かつ「濫用要件」の充足(可能)性も認められた場合には、「優越的地位の濫用事案」ないし「優越的地位の濫用懸念事案」と判定した。

また、「地位要件」の充足可能性がないと認められた案件についても、念のため金利スワップの成約経緯について検討し、説明義務違反など法令上の問題がある可能性が認められた場合には、「その他法的責任懸念事案」(要継続調査事案)と分類した。

(4) 以上のフローで、すべての案件について二人の弁護士がそれぞれ判定し、結論が分かれた際には、弁護士同士で議論の上、最終評価を決定した。

なお、判定に際して、資料不足等が認められた場合には、その都度、三井住友銀行(独禁法モニタリング室)に対して追加調査等の指示を行い、追加調査を踏まえた上で判断した。

以 上